

## 【JCB マイナポイント特約（デビットカード用）】

### 第1条（目的）

1. 本特約は、マイナポイントの活用により、消費の活性化、マイナンバーカードの普及促進および官民キャッシュレス決済基盤の構築を行うことを目的とする国の事業であるマイナポイント事業（以下「本事業」という。）に関して、マイナポイント（マイキーID）へ紐づけ登録可能な両社サービス、マイナポイントの付与の条件・方法等、利用者に対してマイナポイントの付与に係るサービス（以下「本サービス」という。）の提供を行うにあたっての条件、制限事項その他の基本的事項を定めることを目的とします。

2. 利用者は、マイキーIDへ紐づけ登録した両社サービスに適用される会員規約（以下「会員規約」という。）、その他の規定等（以下、あわせて「会員規約等」という。）に付随する特約として、本特約へ同意のうえ、本サービスの提供を受けるものとします。

3. 本サービスは、会員規約に定める付帯サービスとして、会員に対して提供されます。また、マイナポイントはOk! Dokiポイントプログラム等、当行、JCB、または当行の提携会社が付与するその他のポイント等（以下「その他ポイント」という。）とは異なるポイントです。その他ポイントと本ポイントとの間でのポイント移行はできません。

### 第2条（定義）

本特約における用語の意味は、各条に規定するほか、次に定めるとおりとし、本特約に別段の定めがない場合には、会員規約等の用法に従うものとします。

(1) 「マイナンバーカード」とは、行政手続における個人を識別するための番号利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードのことをいいます。

(2) 「マイキーID」とは、マイナンバーカードのマイキー部分（ICチップの空き領域と公的個人認証の部分）のうち、公的個人認証サービスに対応して利用者が任意で作成する、一意性が確保されたIDであり、マイナポイントの付与を行うために、本人を認証する識別子として必要になるものをいいます。

(3) 「マイキープラットフォーム」とは、マイナンバーカードのマイキー部分を活用して、マイナンバーカードを各種サービスの利用に係る共通の手段とするための共通情報基盤をいいます。

(4) 「マイナポイント」とは、決済事業者が、対象キャッシュレス決済サービスで利用可

能なポイント等を所定の要件で所定の対象者に付与する場合における当該ポイント等をいいます。

(5) 「キャッシュレス決済サービス」とは、電子マネー、QRコード決済、クレジットカード、デビットカード等、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済サービスをいいます。

(6) 「事務局」とは、国（総務省）の監督のもと本事業を運営する一般社団法人環境共創イニシアチブ事務局をいいます。

(7) 「登録決済事業者」とは、本事業に関して事務局に登録された、キャッシュレス決済サービスを提供する事業者をいいます。

(8) 「対象キャッシュレス決済サービス」とは、登録決済事業者が提供するキャッシュレス決済サービスのうち、マイナポイントの申し込みにあたり、利用者が選択したキャッシュレス決済サービスをいいます。

(9) 「対象決済事業者」とは、対象キャッシュレス決済サービスを提供する事業者をいいます。

(10) 「利用者」とは、会員規約に定める本会員のうち、マイナンバーカードの保有者であって、マイキーIDの設定（マイナポイントの予約を行うことでマイキーIDが設定されます。）を行った者のうち、一つのキャッシュレス決済サービスを選択して本サービスの申し込み・登録を希望する者または行った者をいいます。

(11) 「当行」とは、会員規約に定める「当行」と同義（会員規約に基づき、利用者にデビットカードを発行・貸与するカード発行会社）です。

(12) 「JCB」とは、株式会社ジェーシービーをいいます。

(13) 「両社」とは、当行とJCBをあわせていいます。

(14) 「両社サービス」とは、会員規約等を承認のうえ入会申し込みをした個人で、両社が適格と認めた方を対象に当行が発行するデビットカードにかかるサービスをいいます。

### 第3条（マイナポイント付与の対象）

1. 利用者は、本サービスの申込期間内に、国が定めるマイナポイント利用規約および本特約第4条で定める方法に従って申し込みを行った上で、本特約第5条で定めるマイナポイントの付与対象期間において、対象キャッシュレス決済サービスを用いてデビットショッピング利用を行ったとき（ただし、具体的な条件は第6条・第7条等に定めるものとします。）、マイナポイントの付与を受けることができるものとします。なお、マイナポイント利用規約および第4条で定める方法に従って申し込みを行い、本サービスの登録が完了した場合には、原則として、登録した対象キャッシュレス決済サービスを変更することはできません。

2. 利用者が、対象キャッシュレス決済サービスとして選択することのできるカードは、「JCB デビット会員規約」(※カード発行会社ごとの具体的な名称は本特約末尾に列挙します。)が適用される消費者向けデビットカード(以下「消費者用カード」という。)とします。「JCB ビジネスデビット規約」の適用されるカード等は対象となりません。また、家族カード、サブカード等、消費者用カードに付随して発行されるカードその他のキャッシュレス決済サービスも、対象キャッシュレス決済サービスとして選択することはできません。

3. 前項にかかわらず、JCB は、前項に定める以外の特定の種類のカード等を、利用者が対象キャッシュレス決済サービスとして選択することができないキャッシュレス決済サービスとして指定する場合があります。この場合、JCB のウェブサイト以案内するものとします。

4. 利用者が申し込み・登録を行った対象キャッシュレス決済サービスが以下の(1)から(4)のいずれかに該当する場合、第1項にかかわらず、また利用者の国・事務局に対するマイナポイント利用に関する申し込み・登録が有効であるか否かにかかわらず、利用者は一切のマイナポイントの付与を受けることはできません。

(1) 会員が対象キャッシュレス決済サービスとして登録したカードが、本サービスの対象外のカードであった場合

(2) 利用者または事務局が、マイナポイント付与日(第9条第1項に定義する。以下同じ。)までに、対象キャッシュレス決済サービスの登録を解除した場合

(3) マイナポイント付与日において、利用者が対象キャッシュレス決済サービスであるデビットカードを退会している場合、または会員規約に基づき会員資格を喪失し、もしくは当行サービスの利用停止となっている場合

(4) 上記のほか、JCB のウェブサイト以案内する場合

5. 本特約で定めるマイナポイントの付与の対象となるキャッシュレス決済サービスの要件、マイナポイント付与の条件等は、国の方針または両社都合等で変更する場合があります、変更する場合は、JCB のウェブサイト以案内いたします。

#### 第4条 (申込方法)

1. 利用者は、本サービスの提供を受けることを希望する場合、当行または JCB の公表する申込期間内に、両社所定の方法により、前条第2項および第3項に基づき、対象キャッシュレス決済サービスとして選択することのできる当行の発行するデビットカードをマイキーID に紐付け登録するための申し込み、および国・事務局所定の方法による、国・事務局に対するマイナポイント利用に関する申し込みの双方を行い、登録を完了させる必要があります。

2. 両社に対する申し込みの方法は、JCB のウェブサイトおよび申込画面等において公表します。

3. 両社は、予告なく、申込期間および申込方法等を変更することができます。この場合、両社は速やかに変更内容を JCB のウェブサイトに公表します。

4. 第三者による両社への申し込み、マイキーID の設定もしくはマイナポイントへの申し込みが行われた場合、または利用者が両社への申し込み、マイキーID の登録もしくは対象キャッシュレス決済サービスの登録において誤った情報を登録した場合その他登録手続の不備があった場合には、当行、JCB、国および事務局は、当該利用者に対してマイナポイントを付与する義務を負わず、その他当該登録に関する責任も負わないものとします。

#### **第5条（マイナポイントの付与対象期間）**

1. マイナポイントの付与対象期間（以下「ポイント付与対象期間」という。）は、利用者が第4条に基づき申し込みをすることにより、当行の発行するデビットカードを対象キャッシュレス決済サービスとするための登録・紐付けが完了した日から、2021年9月30日までとします。

2. 前項にかかわらず、国または事務局が、本事業の付与対象期間の終期を2021年9月30日よりも早めた場合には、ポイント付与対象期間は、本事業の付与対象期間の変更に合わせて、当然に変更されるものとします。また、その他の事情により、JCB がポイント付与対象期間を変更する場合には、事前に、JCB のウェブサイト上で公表します。

3. 利用者がポイント付与対象期間以外にデビットショッピング利用を行った場合には、利用者にマイナポイントは付与されません。また、利用者がポイント付与対象期間中にデビットショッピング利用を行った場合であっても、2021年10月31日（以下「ポイント算定情報到着期限日」という。なお、JCB がポイント算定情報到着期限日を変更する場合には、事前に、JCB のウェブサイト上で公表する。）までに、加盟店から当行にデビットカードの売上情報（会員規約（デビットショッピングの利用）第6項に定める加盟店が行う照会にかかる情報ではない。）が到着しなかった場合には、如何なる理由であっても（加盟店、加盟店管理会社等に起因する理由により、売上情報がポイント算定情報到着期限日までに当行に到着しなかった場合を含む。また、会員の帰責性の有無を問わない。）、利用者にマイナポイントは付与されません。ただし、ポイント算定情報到着期限日までに当行に売上情報が到着していたにもかかわらず、両社の責めに帰すべき事由により利用者にマイナポイントが付

与されてなかった場合には、この限りではありません。

## 第6条 (マイナポイント付与の条件)

1. JCBは、利用者が第3条等に定める要件を充たした上で、ポイント付与対象期間において、対象キャッシュレス決済サービスを用いて、デビットショッピング利用を行った場合に、当該デビットショッピング利用代金額の合計額（以下「デビットショッピング利用代金合計額」という。）に25%を乗じた金額相当（ただし、本事業の期間を通した、利用者1人に対する上限額を5000円相当額分とします。）のマイナポイントを利用者に付与します。なお、家族カードまたはサブカードが対象キャッシュレス決済サービスに付随して発行されている場合（当該対象カードまたはサブカードを用いてデビットショッピング利用をした場合に対象キャッシュレス決済サービスによりカード利用代金を支払うこととなる場合をいう。）、当該家族カードおよびサブカードを用いたデビットショッピング利用の代金額もデビットショッピング利用代金合計額に含まれるものとします。また、利用者が第4条に基づき申し込みをすることにより、当行の発行するデビットカードを対象キャッシュレス決済サービスとするための登録・紐付けが完了した日からポイント算定情報到着期限日までの間に、デビットショッピング利用が取り消された場合は、当該取り消されたデビットショッピング利用代金額はデビットショッピング利用代金合計額から控除されるものとします。

2. 前項にかかわらず、以下の(1)(2)の利用金額はマイナポイント付与の対象とならず、デビットショッピング利用代金合計額から除外されるものとします。また、海外現地通貨引き出しのご利用分および手数料等の金額もマイナポイント付与の対象とはなりません。

(1) 事務局が定める一部の加盟店でデビットショッピング利用した場合のデビットショッピング利用代金額（なお、当該加盟店はJCBのウェブサイト以案内します。）

(2) 各種年会費

3. 利用者が対象キャッシュレス決済サービスの登録を行った後に、利用者の当該登録前のデビットショッピング利用が取り消された場合において、加盟店が当該取り消しを行う際に、取り消しの対象となったデビットショッピング利用の正しい年月日を両社に通知しなかった場合、両社は当該取り消しの対象となったデビットショッピング利用が当該登録後に行われたものであると推定して、第1項に基づく処理を行います。ただし、利用者がポイント算定到着期限日までに、当該取り消しの対象となったデビットショッピング利用が当該登録前に行われたものであることを申し出、両社が利用者の申し出が事実であることを確認できた場合には、両社は利用者の申し出内容に基づき、マイナポイントの付与額を算定します。

4. 本条および次条で定めるマイナポイントの付与の対象および付与対象外となる条件は、国の方針または両社都合等に変更する場合があります、変更する場合は、JCB のウェブサイトでご案内します。

#### **第7条（マイナポイントが付与できない場合）**

1. 前条までに定めるマイナポイントを付与する条件を満たした場合であっても、以下に掲げる場合には、マイナポイント付与が行われないものとします。なお、国等および JCB は、以下に掲げる事項に該当するおそれがあると判断した場合には、マイナポイントの付与を停止することがあります。

(1) システム障害等によりマイナポイントの付与または両社サービスの提供を停止している場合

(2) 第 12 条に定める不当な取引等その他本特約または会員規約等に違反する取引または行為があった場合

(3) 解除、取り消し等によりデビットショッピング利用に係る取引が無効となった場合

(4) カードの取引や返品などの状況により不正行為が行われたと JCB または当行が判断した場合

(5) JCB が会員規約等または本特約、その他のガイドライン・案内等でマイナポイントの付与を行わない場合と定めている場合

(6) 同一キャッシュレス決済サービスで複数のマイキーID に紐づけ設定していることが判明した場合。ただし、初回に紐づけられたマイキーID はその限りではないものとします

(7) マイナポイントの付与条件の判定および付与時点でポイント付与条件を充たしていない場合であって、その後、ポイント付与条件が充たされた場合（ただし、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除きます。）

2. 両社は、前項によりマイナポイントの付与が行われない場合であっても、両社の責めに帰すべき事由による場合を除き、これにより生じた損害について責任を負わないものとします。

#### **第8条（マイナポイントの付与状況の確認）**

1. 利用者は、将来利用者に付与されるマイナポイントの予定数量等を、両社所定のウェブサイトを確認することができます。

2. 利用者は、付与されたマイナポイントの数量に誤りがあること、付与されるべきマイナポイントが付与されていないこと、または利用者に付与されるべきマイナポイントが第三

者に付与されていることを知った場合には、直ちに両社にその旨を申し出るものとします。この場合、両社は、当該申し出に係る数量の誤り等を認めた場合であって、当該誤り等の是正が必要と判断した場合には、速やかに数量の訂正や誤って付与されたポイントの取消等の措置を講ずることとします。

## 第9条（ポイントの付与時期）

1. JCB は、第6条に基づき算定されたマイナポイントを、2021年12月31日（以下「マイナポイント付与日」という。なお、当行は、国または事務局による本事業の期間またはポイント付与対象期間の変更があった場合、その他変更の必要が生じた場合には、マイナポイント付与日を変更できるものとし、その場合は、JCB のウェブサイト以案内します。）までに付与します（付与日は金融機関ごとに異なります。）。

2. JCB は、前項に基づき利用者に付与したマイナポイントの全量につき、マイナポイント付与日当日に、1ポイント=1円の割合で金銭に換算し（以下、換算した後の利用者のJCBに対する金銭債権を「ポイント債権」といい、その債権額を「ポイント相当額」という。）、以下に定める方法で、当行を介して、利用者に対して支払うものとします。利用者は、JCB からポイント債権の支払いを受けることにつき、当行に対して代理受領権を付与するものとします。

(1) JCB は当行に対してポイント相当額を支払い、当行は利用者によってポイント相当額を代理受領します。当行はポイント相当額を利用者に対して支払う債務を負います。

(2) 当行は、上記(1)に基づき、預金口座にポイント相当額を入金します。なお、この時点において、当行と利用者との間の預金口座にかかる契約が終了している場合には、JCB および当行は利用者に対してマイナポイントを利用させる義務およびポイント相当額を利用者に対して支払う義務を負いません。

3. 前項にかかわらず、第1項に基づき利用者にマイナポイントが付与された時点で、利用者の当行に対する未払債務が存在する場合には、前項に基づく相殺処理に先立ち、当行は、当行の利用者に対する延滞債権（元本のほか、利息・遅延損害金にかかる債権を含む。）と、利用者の当行に対するポイント相当額にかかる債権とを対当額にて相殺します。

## 第10条（キャンセル・付与の取消）

1. 利用者は、加盟店との間のデビットショッピング利用の原因となる取引が、取り消し、解除または合意解約等により消滅した場合には、技術的に不可能でない限り、デビットショッピング利用を取り消すことで JCB カード取引システムによる返金を受けるものとし、加

盟店から現金による返金を受けてはならないものとします。

2. JCB は、マイナポイントの付与を行った場合において、①本ポイントの付与対象となったデビットショッピング利用につきデビットショッピング利用を取り消した場合、②当該付与に係る取引がマイナポイント付与の対象外であることや国または事務局より補助金返還が命ぜられた部分に相当することが判明したとき、③利用者が本特約に違反したこと、その他利用者が本ポイントを付与される正当な権利を有しないことが判明したとき、④その他利用者がマイナポイントを付与される権利がないことが判明したときは、利用者に対するマイナポイントの付与を取り消します。この場合において、既に前条に基づくポイント付与が行われているときは、当行は、取り消された本ポイントを1ポイント=1円の割合で換算した金額（以下「取消額」という。）を預金口座から引き落とします。また、取消額が預金口座の残高に満たない場合、当行は会員に対して、取消額の全額の弁済を請求するものとし、本会員は当行に対してその全額を速やかに弁済するものとします。この場合、会員規約の遅延損害金にかかる条項が準用されるものとします。

3. 前項の取り消しは、JCB または国および事務局の判断に基づき行われるものとします。ただし、当該取り消しが行われたことにより、利用者に損害等が生じた場合であっても、当行、JCB、国および事務局は自らの責めに帰すべき事由による場合を除き、責任を負わないものとします。

#### **第 11 条（ポイントの譲渡禁止）**

利用者は、付与されたマイナポイントおよびマイナポイントを付与される権利を他人に譲渡したり、質権その他の担保権を設定したりすることはできません。

#### **第 12 条（不当な取引その他の禁止行為）**

1. 利用者は、以下の各号に掲げる取引（本特約において「不当な取引」といいます。）を行ってはならないものとします。ただし、(1)から(3)については、マイナポイント利用規約に基づき法定代理人が本人に代わって登録する場合は除きます。

(1) 他人のキャッシュレス決済サービスを用いて決済した結果に基づいて、自己がマイナポイント付与（決済手段とマイキーID の紐づけを含む。以下本項において同じ。）を受け、あるいは、当該他人以外の第三者にマイナポイントの付与を受けさせること

(2) 他人に付与されたマイナポイントを使用すること

(3) 他人のマイナンバーカードを用いてマイナポイントの付与を受けること

(4) 架空のマイナンバーカードの利用、マイキープラットフォームへのサイバー攻撃やマ



イキープラットフォームのバグ、エラー、脆弱性の利用等によって、マイナポイントの付与を受ける要件を満たさないにもかかわらず、マイナポイントの付与を受けること

(5) 循環取引（例えば、2 者が架空の商品の売買を双方で実施することでマイナポイントの付与を受ける等）や架空取引（例えば、キャッシュレス決済サービスによる決済実施後に同額を現金で払い戻しを受け、マイナポイントの付与を受ける等）等、実態の伴わない取引または実質的に単一の取引（例えば、他人の決済手段を用いてチャージを行った際にマイナポイントの付与を受けたが、当該チャージ分を利用して商品等を購入し再度マイナポイントの付与を受ける等）に基づいてマイナポイントの付与を受けること

(6) その他国、事務局が、マイナポイント制度の趣旨に照らして不当であると判断した方法によりマイナポイントの付与を受け、または使用すること

2. 利用者は、前項に定める取引のほか、以下の各号に定める取引または行為を行ってはならないものとします。ただし、(1)および(2)については、マイナポイント利用規約に基づき法定代理人の決済手段に登録する場合は除きます。

(1) 他人の決済手段を対象キャッシュレス決済サービスとして登録すること

(2) 第9条第2項に定める場合を除き、マイナポイントの付与を受けることができる地位について、第三者に譲渡、移転、その他の処分をすること

(3) 国、事務局およびJCBが運営するシステム等への不正アクセス、本事業の運営に関するシステム等に過度な負荷をかける行為その他本事業の運営を妨害し、または妨害するおそれのある行為

(4) その他前各号に準じる行為

3. 前2項の定めに違反した場合は、両社は、何らの通知または催告を行うことなく、マイナポイント付与の取り消し、当該利用者に付与されたマイナポイントすべての取り消しおよび当該利用者のマイナポイントの付与を受けることができる資格の取り消しを行うことができるものとします。また、両社は、会員規約等に基づき、当行カードの利用停止、会員資格等の取り消し、その他両社が定める措置を行うことがあります。

4. 不当な取引および第2項に定める取引もしくは行為（以下「不当な取引等」といいます。）やそのおそれが生じたこと、会員規約等もしくは本特約に違反する行為または利用者の責めに帰すべき事由により、当行、JCB、国または事務局その他第三者に損害が生じた場合には、利用者は、当該損害額に相当する金額を賠償するものとします。

### 第13条（取引等の調査等）

両社は、不当な取引等が行われたおそれがあると判断した場合に、当該取引等を行った利

利用者について、ポイントの付与、使用状況や当行カードの利用履歴や問い合わせ履歴その他不当な取引等の該当性の判断に必要な情報を調査する場合があります。

この場合、両社が、利用者に対し、電話、メール、訪問を行う方法その他の方法により不当な取引等の存否等に関する調査を行うことを承諾するものとし、利用者は、当行またはJCBからの問い合わせに応じること、不当な取引等を行ったか否かに関する必要な回答をすること、その他両社による調査に対して必要な協力を行うものとします。

#### **第 14 条 (不当な取引等における事務局等への届出・通知等)**

利用者は、不当な取引等を行い、またはそのおそれがあると両社が判断した場合、JCB が国または事務局に、以下の各号に掲げる事項を届け出ること、ならびに届け出された情報が個人を特定できない形で国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店およびそれらの委託先に対して、マイナポイントの付与等本事業の遂行および不当な取引等の防止のために提供されることに同意します。

- (1) 不当な取引等またはそのおそれがある取引等を行った日時、当該取引等の内容
- (2) 当該利用者の当行カードの利用履歴、問い合わせ履歴のうち、不当な取引等またはそのおそれがある取引等に関する情報
- (3) 不当な取引等またはそのおそれがあるとの判断した理由に関する情報
- (4) 不当な取引等またはそのおそれがある取引等を行った利用者への対応の内容
- (5) その他、不当な取引等またはそのおそれがある取引等に関して前条に基づく調査により取得した情報

#### **第 15 条 (利用停止等)**

1. 両社は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合には、利用者に対して何らの通知または催告を行うことなく、マイナポイント付与の停止もしくは両社サービスの提供の全部または一部の停止または中断をすることができるものとします。

- (1) 国、事務局が運営するシステム等の不具合、通信回線の障害、第三者による不正アクセス等によって生じた障害などのシステムトラブルに起因して、本サービスまたは両社サービスの提供ができない場合
- (2) 地震、落雷、風水害、停電、天災地変、ウィルス性疾患などの不可抗力により、本サービスまたは両社サービスの提供ができなくなった場合
- (3) マイナポイントの付与または両社サービスに係るシステム等の点検または保守作業を行う場合
- (4) 国等および両社が第 7 条 1 項各号に掲げる場合に該当する、または該当するおそれがあると判断した場合

(5) その他両社が本サービスまたは両社サービスの提供の停止または中断が必要であると判断した場合

(6) 国または事務局が本事業の実施を停止、または中断した場合

2. 両社は、前項に基づく本サービスもしくは両社サービスの提供の停止または中断により利用者に生じた損害について、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負わないものとします。

#### **第16条（免責）**

1. 第三者がマイキーID および暗証番号を利用して本サービスの申し込みを行った場合には、当該申し込みに基づく本サービス利用の登録は、当該マイキーID に係る本人による登録とみなし、当該申し込みを行った者による両社サービスの利用等により当該マイキーID に係る本人に損害が生じた場合においても、当行、JCB、国および事務局は責任を負わないものとします。

2. 加盟店、他の登録決済事業者およびその加盟店、事務局ならびに国等、当行・JCB 以外の第三者に起因する事情に基づいて生じた利用者の損害について、当行および JCB は一切の責任を負わないものとします。

#### **第17条（本特約の改定）**

1. 利用者は、本サービスが国の施策である本事業の一環として行われるものであり、本事業の内容の変更または具体化等の事情により、随時変更される可能性のあるサービスであることを承諾するものとします。

2. 両社は、本サービスの対象期間中に、必要に応じて、本特約および本サービスの内容を変更できるものとします。また、本特約および本サービスの内容の変更は、JCB がウェブサイト上に公表することにより効力を生ずるものとします。

#### **第18条（情報提供）**

1. 利用者は、当行および JCB が第1号記載の目的を達成するために必要な範囲で、第2号記載の個人情報を取り扱うことに同意します。

(1) 利用目的

① 本事業の運営、本サービスおよび両社サービスを提供するため

- ② 不当な取引等の検知、予防および不当な取引等が行われた場合の処理を行うため
- ③ 本事業および本サービス、両社サービスに関する通知、案内等を行うため
- ④ 利用者からの問い合わせ等に対して適切に対応するため
- ⑤ 事務局に対する、本事業の精算業務のため

(2) 個人情報の項目

- ① 氏名、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス
- ② 両社サービスに係るアカウント等の ID 等アカウント等を特定する情報
- ③ 両社サービスの利用履歴、当該決済手段の残高等アカウントの利用状況
- ④ 付与されたマイナポイントの額その他の本サービスに係る利用状況
- ⑤ 第 13 条に基づく調査等により取得した情報

2. 利用者は、当行および JCB が国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店およびそれらの委託先に対して本事業の実施、第 12 条に定める不当な取引等を行った者の特定および不当な取引等の防止、補助金交付に係る手続きのために、本条各号に定める事項について提供することに同意します。

3. 当行および JCB は、第 1 項第 1 号の目的に係る業務を第三者に委託する場合、当該委託に基づき第 1 項の個人情報を当該委託先に提供することがあります。

4. 前各項に定めるほか、本サービスに関する個人情報が、両社が両社サービスに関して定める個人情報の取り扱いに関する条項に従い取り扱われることがあります。

### 第 19 条（本特約に定めのない事項等）

本特約に規定のない事項および付与されたマイナポイントについては、両社サービスに係る会員規約等によるものとします。

### 第 20 条（問い合わせ先）

本サービスに係る問い合わせ、苦情等は、当行がウェブサイト等に定める問い合わせ先に対して行うものとします。

（対象キャッシュレス決済サービスとして選択することのできるカードに適用される会員規約の名称）

カード発行会社	会員規約の名称
株式会社福岡銀行 株式会社千葉銀行 株式会社十八親和銀行 株式会社熊本銀行	JCB デビット会員規約
九州カード株式会社	NCB デビット-JCB 会員規約
株式会社広島銀行	HIROGIN Debit-JCB デビット会員規約
株式会社北洋銀行	北洋-JCB デビット会員規約
株式会社京都銀行	京銀 JCB デビット会員規約
株式会社東邦銀行	東邦 Always デビットカード<JCB>会員規約
株式会社みずほ銀行	みずほ JCB デビット会員規約
株式会社名古屋銀行	めいぎん JCB デビット会員規約
株式会社沖縄銀行	おきぎん JCB デビット会員規約
株式会社十六銀行	じゅうろく JCB デビット会員規約
株式会社阿波銀行	あわぎん JCB デビット会員規約
株式会社肥後銀行	肥後銀行 JCB デビット会員規約
株式会社三菱 UFJ 銀行	三菱 UFJ-JCB デビット会員規約

(読替規定)

- ・会員規約において、JCB デビットカードを会員に対して発行 (貸与) する会社のことを「当行」ではなく「当社」または「銀行」と表示している場合には、本特約中の「当行」を「当社」または「銀行」と読み替えます。
- ・カード発行会社が株式会社みずほ銀行の場合には、本特約第 5 条第 3 項のうち「会員規約 (デビットショッピング利用) 第 6 項に定める加盟店が行う照会」を「会員規約 (デビットショッピング利用等) 第 6 項に定める加盟店が行うお問い合わせ」と読み替えます。
- ・カード発行会社が株式会社三菱 UFJ 銀行の場合には、本特約第 5 条第 3 項のうち「会員規約 (デビットショッピング利用) 第 6 項」を「会員規約 (利用方法) 第 6 項」と読み替えます。